

令和6年美郷町議会議事録

第1回 定例会（第3号）

招集年月日	令和6年 2月27日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和6年 3月 7日 午前 9時30分				
		議長 原 克 美				
	散会	令和6年 3月 7日 午前 11時12分				
		議長 原 克 美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 11名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	議長 (6)	原 克 美	○	8	藤原修治	○
	副議長 (7)	福島教次郎	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	籾根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○
	5	中原保彦	○	△	△	△

会議録署名 議員	12番	西嶋二郎	2番	牛尾博文
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	志村幸恵
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	石田圭司
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	行田綾子	建設課長	永妻孝司
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	美郷暮らし推進課長	安田茂樹	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名		議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀		
議事日程		別紙のとおり		
会議に付した事件		別紙のとおり		
会議の経過		別紙のとおり		

令和6年美郷町議会第1回定例会議事日程 (第3号)

令和6年3月7日(木) 午前9時30分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	<p>追加議案の上程、説明、質疑、討論及び表決</p> <p>【予算案】</p> <p>議案第24号 令和5年度美郷町一般会計補正予算(第9号)</p> <p>議案第25号 令和5年度君谷診療所特別会計補正予算(第2号)</p> <p>議案第26号 令和5年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)</p> <p>議案第27号 令和5年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)</p> <p>議案第28号 令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)</p> <p>議案第29号 令和5年度美郷町簡易水道事業会計補正予算(第3号)</p> <p>議案第30号 令和5年度美郷町下水道事業会計補正予算(第3号)</p>

(開 会 午 前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

本会議始まる前ですが、議場での撮影とか、それから、携帯等の使用は禁止しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、全員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番・西嶋議員、2番・牛尾議員を指名いたします。

日程第2、追加議案の上程、説明、質疑、討論・表決を議題といたします。

本日、7件の議案が提出されております。議案第24号から議案第30号までの追加議案7件を一括上程いたします。

それでは、議案第24号から順次、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第24号、令和5年度美郷町一般会計補正予算第9号について、ご説明をいたします。本補正は歳入歳出ともに、各事業における事業費の確定及び見込みによる減額が主で、予算額は、歳入歳出それぞれ4億7096万9000円減額し、総額を81億251万1000円とするものです。詳細につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきます。初めに、第2表の繰越明許費について説明をさせていただきます。6ページをお開きください。このたび、新たに繰越明許費とさせていただくものは、22事業で、3億3896万8000円です。上から順に、事業名、金額のみを読み上げ、その理由について説明をさせていただきます。バリ島マス村友好協定30周年記念事業563万5000円。信喜カヌー会場入り口に、バリ島の割れ門や壁画を設置する事業ですが、カヌー会場の完成が令和6年度中となったため、設置費用を繰り越すものです。移住定住ホームページ制作事業411万円。12月に補正予算を計上し、現在、委託業者による町内移住者へのインタビューや調査を行っておりますが、完成が本年6月頃と見込まれるため、繰り越すものです。庁舎ネットワーク整備事業1100万円。ネットワーク整備に係る選定機器の納期の遅れによるものです。簡易水道事業会計繰出金636万3000円。国道375号粕渕工区における水道管支障移転工事の財源に充てるもので、島根県が施工している道路工事に合わせて施工する必要があり、道路工事の進捗の遅れに伴い、工事完了が年度内に見込めないため、繰出金を繰り越すものです。公立邑智病院負担金建設改良事業分1263万5000円。令和4年度発注分工事の遅れにより、令和5年度分工事の開始時期が遅れ、また、積雪の影響により、同組合への負担金を繰り越すものです。農業水路等長寿命化防災減災事業安田ため池78万9000円。国費100%の事業であり、当初、測量設計のみの予定でしたが、工事にも着手することとなり、令和6年度予算と合わせて工事発注するものです。林道信喜線待避所設置工事250万円。カヌー

競技場関連の事業に遅れが生じており、その調整により、工期を延長して整備するものです。美郷町商業活性化賑わい創出事業1億500万円。用地買収に伴う土地収用法の適格事業の認定申請について、島根県との協議、また、認定申請手続に、不測の日数を要したためです。美郷町地域商工業等支援事業（ビジネスプランコンテスト）280万円。令和3年度採択のプランですが、3カ年の計画であり、事業開始が令和3年12月からとなったことから、令和5年度内の完了が困難となったためです。町道都賀行宮内線道路改良工事、2340万1000円。改良工事に伴い、補償物件である倉庫の移転先の選定に難航し、その調整に不測の日数を要したためです。町道吾郷浜原線道路改良事業、1602万5000円。道路設計において、隣接の一級河川江の川が増水した際の水衝部の構造物選定や、道路高の協議調整に不測の日数を要したためです。町道上川戸粕渕線災害防除工事1462万9000円。工事の施工に伴い発生する支障移転において、道路占用許可物件の移設に不測の日数を要したためです。町道滝原下線道路改良工事1125万1000円。道路の通行規制期間中の迂回路が、別工事により通行止めとなり、規制機関の調整により不測の日数を要したためです。生活関連道路整備事業5000万円。JRとの用地協議に不測の日数を要したためです。橋梁長寿命化事業1000万円。県下で、橋梁点検が集中したことにより、修繕設計に使用する橋梁点検車の確保に、3カ月の不測の日数を要したためです。下水道事業会計繰出金374万8000円。簡易水道事業会計繰出金と同様に、国道375号粕渕工区に係る下水道布設工事の財源に充てるもので、県が施工している道路工事に合わせて施工する必要があるため、道路工事の進捗の遅れに伴い、年度内の工事完了が見込めないためです。都賀行地区町営住宅光ネット及び地デジ再送信整備事業160万円。都賀行地区町営住宅テレビ共聴組合が解散を決定する総会が今月中の開催見込みであり、組合解散後の作業となるためです。寺谷ニュータウン浄化槽設置工事800万円。1月の能登半島地震等の影響により、浄化槽の納期が遅れるためです。美郷町ファミリー向け移住住宅建設事業3548万2000円。住宅建設工事の完了後に、敷地内道路、遊歩道等の舗装工事を実施する必要があり、年度内の完了が難しくなったためです。防災集団移転促進事業150万円。みさと光ネット光ケーブルの引込線工事が、家屋建築後の施工となるためです。農業災害復旧事業宮内農地530万円。工事の施工に伴う工事用資材等の運搬路の選択に当たり、地元との調整に不測の日数を要したためです。農業施設災害復旧事業（水越農道）720万円。こちらも、工事の施工に伴う工事用資材等の運搬の選択に当たり、地元との調整に不測の日数を要したためです。繰越明許費については、以上です。次に、第3表地方債補正について説明をいたします。7ページをお願いします。主な変更箇所を申し上げます。起債の目的、1行目、過疎対策ソフト事業債ですが、限度額を9820万円から720万円減額し、9100万円といたします。減額の主な要因は、地域商工業等支援事業補助金の減額によるものです。その下、道路整備事業債、限度額を2210万円減額し、1億4810万円に、これは、町道都賀行宮内線、滝原下線橋梁長寿命化事業などの事業費の減によるものです。一行飛ばしまして、消防施設債、限度額を490万円減額し、2860万円。これは、防火水槽1基分の設置取り止め等によるものです。三行下がりまして、ユートピア整備事業債、限度額を950万円減額し、5100万円に、これは熱源改修工事費及び設計監理委託費の減によるものです。一行飛ばしまして、商工業振興施設整備事業債、限度額を510万円減額し、9990万円。これは、商業活性化賑わい創出事業に係る起債対象経費の確定による減です。集落営農育成事業費

限度額を 3270 万円減額し、4680 万円。これは、集落営農組織化が 1 件減となったこと、また、設立組織の農業機械格納庫整備に係る入札減によるものです。その下ですが、社会教育整備事業債、限度額を 2030 万円増額し、10 億 4900 万円。これは、昨年 8 月に補正予算第 3 号において、信喜カヌー艇庫整備工事費を増額補正させていただきましたが、その際に、過疎債の全国的な要望額の超過により、配分について見込めず一般財源で賄っておりました。この部分について、国からの同意見込みが得られたため、起債額を増額するものです。その下、給食調理場施設設備等整備事業債、限度額を 220 万円減額し 580 万円。これは給食センターの冷蔵庫、冷凍庫等の機器工事に係る入札減によるものです。その下、2 行の農林水産施設災害復旧債と公共土木災害復旧債については、頭出し予算に対する事業費確定による減額でございます。臨時財政対策債ですが、今年度の起債を、発行を見送るものです。以上合計で、補正前の 19 億 5540 万円から 1 億 500 万円減額し、限度額を 18 億 5040 万円とします。それでは、主な補正額、概ね節の増減額が 100 万円以上のものについて、事項別明細書で説明をさせていただきます。10 ページをお開きください。款 1 町税ですが、いずれも収入実績及び見込みによる増額です。11 ページをお願いします。中段の款 12 分担金及び負担金、項 2 負担金、目 1 民生費負担金、節 2 老人福祉費負担金、補正額 214 万 5000 円減。これは、施設入所者の減によるものです。最下段ですが、款 13 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 5 土木使用料、節 1 住宅使用料、補正額 129 万 2000 円減。町営住宅入居者の退去による減額です。12 ページをお願いします。下段、款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、節 1 社会福祉費負担金。13 ページへ進んでいただき、節 3 児童福祉費負担金、補正額 114 万 5000 円減。児童手当給付実績に伴う負担金の減です。その下ですが、目 2 衛生費国庫負担金、節 1 保健衛生費負担金、補正額 192 万円減。新型コロナウイルスワクチン接種費用の確定見込みによる減です。続いて、目 3 災害復旧費国庫負担金、節 1 公共土木災害復旧負担金、補正額 1330 万円皆減。補助対象となる公共土木施設災害が発生しなかったためです。次に、項 2 国庫補助金、目 1 民生費国庫補助金、節 1 社会福祉費補助金、補正額 304 万 1000 円減。主に子育て世帯生活支援特別給付金事業の確定による減です。14 ページをお願いします。目 2 衛生費国庫補助金、節 1 保健衛生費補助金、補正額 3620 万 8000 円減。地域脱炭素移行再エネ推進交付金事業の確定見込みによる減です。その下、目 3 土木費国庫補助金、節 2 道路橋梁費補助金、補正額 2140 万 4000 円減。社会資本整備総合交付金の配分額確定による減です。続いて、目 4 教育費国庫補助金、節 3 社会教育費補助金、補正額 293 万 4000 円減。地域文化総合活用事業補助金の交付額決定による減です。15 ページをお願いします。項 3 委託金、目 3 土木費委託金、節 1 河川費委託金、補正額 103 万 1000 円減。江の川の堤防除草箇所への減によるものです。次に、款 15 県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、節 1 社会福祉費負担金、補正額 212 万 7000 円減。主に国民健康保険、後期高齢者医療保険に係る基盤安定制度負担金の減によるものです。次に、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、節 1 総務管理費補助金。補正額 54 万 7000 円。こちらは、増減が入り交じっておりますが、増額要因としましては、公共交通に係る生活バス路線確保対策交付金の増、148 万 5000 円。同じく、地域公共交通計画策定に係る地域生活交通再構築実証事業補助金の増、266 万 7000 円。減額要因としましては、蓄電池のみの設置に伴う太陽光発電等導入支援事業補助金の減、93 万円。対象者のなかったわくわく島根生活支援

事業補助金の皆減、225万円などがあります。16ページをお願いします。目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金、補正額133万3000円減。福祉医療費補助金の減によるものです。次に、目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金、補正額1720万7000円減。主な減項目ですが、いずれも実績及び見込みによる減ですが、中山間地域等直接支払い交付金の実績見込みによる減、260万円。環境保全型農業直接支払い交付金の減、83万3000円。就農前研修費助成事業補助金の減、288万円、こちらは実績がございませんでした。それから、17ページになりますが、水田園芸拠点づくり事業補助金の減、100万円。新規就農者育成総合対策事業補助金881万2000円の減です。続いて節2林業費補助金、補正額181万7000円減。有害鳥獣被害対策補助金の減ですが、これは、有害捕獲個体のジビエ活用等に対する奨励金などですが、豚熱の影響により、実績減となっております。次に、目5教育費県補助金、節1社会教育費補助金、補正額9518万8000円減。これは、カヌー競技場整備事業の繰り越しにより、国民スポーツ大会市町村競技施設整備補助金について、9482万5000円を減額し、令和6年度補正予算において確定額を再度計上し直すものです。節2教育総務費補助金、補正額239万1000円減。主なものは事業未実施による緊急校務支援配置事業補助金の皆減140万円などです。その下、目6災害復旧費県補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金、補正額99万2000円。林業施設災害は発生しなかったことから、現年林道災害復旧費補助金は皆減です。農地及び農業施設災害復旧費補助金は、箇所数は少ないものの、激甚災害指定により、補助率のかさ上げを受け、増額となっております。次に、目7土木費県補助金、節1住宅費県補助金、補正額464万円減。上2行の補助金については、実績がないため皆減です。島根定住推進住宅整備支援事業補助金につきましては、ファミリー向け移住住宅建設事業費の確定によるものです。18ページに進んでいただきまして、項3委託金、目2総務費委託金、節5選挙費委託金、補正額341万4000円減。知事及び県議会選挙委託金の確定による減です。後ほど確認いただきますが、歳出補正額に対して、歳入補正額が大きく、一般財源を生じる状況となりますが、これは、令和4年度で、あらかじめ多く県費をいただいているためです。19ページをお願いします。款16財産収入、項2財産売払い収入、目1不動産売払い収入、節1土地建物売払い収入、補正額160万5000円。町道戸谷黒松線において、用途廃止をいたしました道路用地を売却したものです。次に、款17寄附金、項1寄附金、目2指定寄附金、節1指定寄附金、補正額500万円減。ふるさと納税及び、企業版ふるさと納税の実績及び見込みによる増減となっております。続いて、款18繰入金、項2繰入金、目節ともに、1、財政調整基金繰入金、補正額1億4400万円減。歳出予算の減により、財源不足が解消となる見込みとなったため、繰入額を皆減するものです。その下、目13がんばれ美郷町寄附基金繰入金、節1同基金繰入金、補正額972万円減。これは、子ども未来応援基金に充てることとしておりましたが、昨年度に積立てを行いました。企業版ふるさと納税500万円と、今年度の同収入で賄うことができるため、基金からの繰入れを皆減するものです。次の目17園芸作物振興施設管理基金繰入金、節1同基金繰入金、補正額150万1000円減、施設の修繕経費の確定見込みによる減です。20ページへ進んでいただきまして、目21企業版ふるさと納税基金繰入金、節1同基金繰入金、補正額500万円。子ども未来応援基金に充てるため、昨年度決算で積立てたものを取り崩しをいたします。次に、下段の款20諸収入、項5受託事業収入、目1造林受託事業収入、節1造林受託事

業収入、補正額 120 万 9000 円減。公社造林受託事業の確定による減です。21 ページをお願いします。項 7 雑入、目 5 雑入、節 2 総務費雑入、補正額 200 万 8000 円減。主な増減内容ですが、増要因としましては、流木補償費の増、274 万 5000 円。三江線沿線管理協力金の増、207 万円。減要因としましては、ふるさと島根定住財団補助金の皆減、360 万円。これは担い手確保支援事業の実績がなかったことによるものです。もう一つ、島根県市町村振興協会補助金、補正額 294 万 3000 円減。デジタル推進事業費において、会計年度任用職員の人件費等を見込んでおりましたが、実績がなかったため減額するものです。次に、22 ページから 24 ページにかけまして、款 21 町債ですが、前段の第 3 表地方債補正で、主なものについて説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。いずれも事業費確定に伴う起債対象経費に対して増減を行うものです。以上で歳入についての説明を終わります。次に歳出ですが、冒頭触れましたとおり、基本的には、事業費の確定及び執行見込みによる増減です。主なものについて説明をさせていただきます。25 ページをお願いします。款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費、補正額 275 万 2000 円減。議員の欠員による報酬手当の減、議会改革アドバイザー講師の謝金等の減によるものです。次に、款 2 総務費、51 総務管理費、目 1 一般管理費、補正額 811 万 1000 円。これは 26 ページになりますが、3 月末退職者に係る退職手当特別負担金の増、1127 万 8000 円が主な要因です。下段へきますが、目 5 財産管理費、補正額 7884 万 5000 円減。説明欄 001 財産管理費ですが、ふるさと納税の減収に伴い、返礼品等の報償金、通信運搬費、事務業務委託料で 1128 万円の減です。基金元金積立金の減は、国スポカヌー会場整備に係る県からの補助金を、減債基金に積み立てることとしておりましたが、こちらを収入額と同額の 9482 万 5000 円減額。ふるさと納税の減収見込みに伴い、がんばれ美郷町寄附基金への積立てを 900 万円減。今年度いただきました企業版ふるさと納税について、子ども未来応援金に充てさせていただいた残額 128 万円を、企業版ふるさと納税基金に積み、また、このたびの補正予算で受けました財源 3800 万円を財政調整基金に積むものです。27 ページをお願いします。目 6 企画費、補正額 1 億 842 万 3000 円減。説明欄 001 企画費、主なもののみ申し上げますが、バリ島マス村友好協定 30 周年記念事業費の減、457 万 4000 円。NTT との連携協定に係る負担金について、令和 5 年度は、人員配置がなかったことにより、1369 万 2000 円の減。28 ページにかけてですが、002 定住推進費、空き家改修事業補助金、充実暮らし補助金、移住就業者補助金など、各種補助金の減、893 万 4000 円。続いて、公共交通対策費ですが、旧三江線沿線管理委託費の増、120 万 3000 円。生活バス路線運行維持補助金の増、181 万円。三江線代替交通運行補助金の増、162 万 4000 円などがあります。その下の 008 指定管理施設管理費ですが、ゴールデンユートピアおおちの熱源改修に係る工事費及び設計監理委託業務費の減です。010 結婚対策費ですが、婚活等のイベント業務委託料の減、118 万 1000 円。29 ページ進んでいただきまして、013 地域おこし協力隊推進費は、協力隊の活動経費の確定による減。中でも、大人の山留学事業費の減が 1593 万円です。019 地域脱炭素移行再エネ推進交付金についても、実績に伴い約 56% の減額です。30 ページをお願いします。目 10 諸費、補正額 499 万 1000 円。これは、説明欄 003 自治振興費の 31 ページになりますが、主な減要因としまして、自治会活動助成金の減、101 万 2000 円。地域力アップ交付金の減、236 万円によるものです。次に、目 12 電子計算費、補正額 1105 万 7000 円減。説明欄 002、電算共同処理費、邑智

郡総合事務組合負担金の減、243万6000円。003みさと光ネット光運営費の減310万円。006デジタル推進費ですが、会計年度任用職員報酬等の減、237万3000円。美郷町デジアナ構想事業費の確定による減、280万1000円などです。少し飛びまして、33ページの下段、項4選挙費、目3知事県議会議員選挙費、補正額170万8000円減。執行経費の確定による減額ですが、歳入でご説明したとおり、補正額の財源内訳で、一般財源の増、170万6000円が生じております。35ページをお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、補正額1798万3000円減。説明欄001社会福祉費総務費、36ページの他会計繰出金、国民健康保険事業特別会計の繰出金の減によるものです。それから、002福祉医療費、007子育て世帯への臨時特別給付金費、016価格高騰重点支援給付金。それから37ページの017低所得者世帯支援給付金につきましては、実績及び執行見込みによる減です。次に、目2社会福祉施設費、補正額296万5000円減。主な要因は、説明欄002広域隣保館事業費の実績による減ですが、中でも、委員報酬の減、これは中核相談員の減によるものです。続いて、目3障害者福祉費、補正額615万4000円減。001障害者福祉費ですが、38ページの、法律の規定による扶助の減、448万円。これは、人工透析通院費や自立支援医療通院助成費、移動支援事業費、補装具費支給費などの増はございますが、厚生医療費の大幅な減額によるものです。続いて、目4老人福祉費、補正額902万円減。主には説明欄003老人措置費、老人ホーム等入所者の減による扶助費の減です。39ページをお願いします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、補正額115万8000円減。事務業務委託料の減が主要因ですが、保育委託料の実績見込みによる減です。続いて、目2児童手当費、補正額282万3000円減。児童手当小学校修了前特例給付、中学校修了前給付の確定見込みによる減です。41ページをお願いします。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、補正額558万3000円減。主なものは、説明欄001保健衛生総務費における職員人件費の減、002保健対策費の各種ガン検診に係る事務業務委託料の減100万円などです。その下、目2予防費、補正額546万3000円減。新型コロナワクチン接種業務委託料の減が520万円となっております。42ページをお願いします。目4診療所費、補正額1840万1000円減、診療所特別会計への繰出金の減です。内訳は、君谷診療所が44万6000円減、大和診療所分の減が1575万円、沢谷診療所分の減が220万5000円です。44ページをお願いします。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、補正額6397万5000円減。主なものとして、説明欄001農業振興費では、農畜産物振興事業補助金の減。これは、遊休農地対策事業出荷用ハウス建設事業の実績がなかったこと、町単独事業の水田活用直接支払い交付金の実績見込みによる減です。003の中山間地域直接支払事業も、同交付金の実績見込みによる減額です。006集落営農育成事業費は、立ち上げ集落の1減と、農業機械整備の入札減、共同利用農機具の更新事業の実績による減です。45ページになりますが、023環境保全型農業直接支援対策事業、024農地利用集積事業も実績見込みによる減です。030担い手育成支援事業についてですが、減額が1629万2000円であり、半農半X支援事業補助金、移住就業者補助金の実績なしで、減額がそれぞれ288万円と、360万円。新規就農者育成総合対策事業補助金の事業費確定による881万2000円減となっております。その下の目4畜産業費は、畜産振興肉用留及び乳用牛生産施設整備に係る補助金の確定による減です。47ページをお願いします。項2林業費、目2林業振興費、補正額338万7000円減。説明欄001林業振興費、

報償金の減は、イノシシ捕獲奨励金の減。補助金の減の主なものは、被害防止のための防護柵助成金の実績によるものです。002 造林事業費は、公社造林保育事業の事業費確定による減です。48 ページをお願いします。款 7 商工費、項 1 商工費、目 2 商工業振興費、補正額 1969 万 5000 円減。001 商工業振興費における地域商工業事業補助金の実績見込みによる減、1400 万円。003 町民カード利活用事業の商工業消費喚起キャンペーン事業費、みさと丸ごと半額まつりの事業費確定による減、574 万 8000 円です。その下、目 3 観光費、補正額 306 万 9000 円減。主なものは、49 ページになりますが、事務業務委託料、石見神楽出張上演委託費補助金、合宿等誘致事業補助金の実績見込みによる減です。50 ページをお願いします。款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路維持費、補正額 1400 万 9000 円。施設等保守管理委託料ですが、除雪費や道路維持作業費の見込みによる増 1700 万円と、維持修繕工事の減、310 万 4000 円などです。次に、目 3 道路新設改良費、補正額 2698 万 7000 円減。主な内訳ですが、51 ページになります。測量設計等委託の減につきましては、町道吾郷浜原線が 300 万円の減。町道滝原下線が 1375 万円の減。工事請負費の増ですが、町道都賀行宮内線が 770 万 2000 円、こちらは減です。町道上川戸粕湊線が 879 万 5000 円増。土地購入費の減は、町道都賀行宮内線が 100 万円減。国県事業負担金の増は、県負担の道路整備事業に係る負担金が 345 万円の増。石原地区急傾斜地崩壊対策事業負担金が 160 万円の減。村之郷地区急傾斜地崩壊対策事業負担金が 100 万円の増となっております。補償金の減は、町道都賀行宮内線が 304 万円減。町道上川戸粕湊線が 182 万 9000 円減、町道滝原下線が 500 万円の減などです。下段に飛びまして、項 3 河川費、目 1 河川総務費、補正額 216 万 9000 円減。施設等保守管理委託料の減は、堤防除草箇所によるもの、工事請負費の減は、河川浄化工事の実績見込みによるものです。52 ページをお願いします。項 6 住宅費、目 1 住宅管理費、補正額 846 万 5000 円減。減額の主なものとして、内田団地 2 棟 2 戸に解体に係る測量設計等委託、工事請負費の減が、374 万 1000 円。借上型町営住宅使用料の実績見込みによる減、438 万 6000 円などです。その下の目 2 住宅建設費、補正額 338 万 3000 円減。ファミリー向け移住住宅建設事業費の確定見込みによる減額です。53 ページをお願いします。下段の款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費、補正額 550 万円。江津邑智消防組合負担金の確定による増です。その下、目 2 非常備消防費、補正額 937 万 6000 円減。工事請負費の減は、防火水槽 1 基分の設置の取り止め、機械器具費は、小型ポンプ積載車車両更新に係る入札減です。一つ飛びまして、目 5 災害対策費、補正額 394 万円減。消耗品の減 150 万円は、コロナが 5 類以降となり、検査キットの購入を取り止めたため。補助金の減は、耐震診断改修土砂災害特別警戒区域内住宅補助支援事業補助金の実績がなかったことによる減などです。56 ページまで進んでいただきまして、款 10 教育費、項 3 中学校費、目 1 学校管理費、補正額 395 万円減。手数料使用料の減、400 万円ですが、校外活動及び部活動遠征等に係る運転代行料と、バス借上料の実績見込みによる減です。続いて、目 2 教育振興費、補正額 269 万 2000 円減。補助金と単独扶助、各 100 万円の減は、部活動補助金、準要保護児童生徒就学援助費の減です。57 ページをお願いします。項 6 社会教育費、目 1 社会教育総務費、補正額 442 万 5000 円減。主なものは、説明欄 003 文化財保護費の減、307 万 7000 円。美郷町文化財保存活用地域計画作成事業の実績見込みによる減です。59 ページをお願いします。項 7 保健体育費、目 2 体育施設費、補正額 153 万円減、各施設の光熱水費や修繕費の実

績見込みによる減などです。その下、目3 学校給食費、補正額 197 万 1000 円減。給食センターの冷蔵庫冷凍庫等の機器更新に係る入札減 162 万 1000 円などです。下段の款 11 災害復旧費、60 ページにかけてありますが、農地、農業施設、林業施設、公共土木施設災害復旧にかかる実績見込額を反映しての、いずれも減額予算となっております。最後に、61 ページの款 14 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費、補正額 45 万 8000 円減。これは、財政調整基金への積立金額を 3800 万円とするための助成減となっております。以上で、議案第 24 号、令和 5 年度美郷町一般会計補正予算第 9 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

それでは上程いただきました議案第 25 号、令和 5 年度君谷診療所特別会計補正予算第 2 号についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19 万 3000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 463 万 4000 円とするものでございます。6 ページをお願いします。歳入です。款 1 診療収入、項 1 外来収入と項 2 その他診療報酬収入、款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料については、実績及び見込みによりそれぞれ減額しております。7 ページをお願いします。款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金です。44 万 6000 円の減額としております。款 4 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保健衛生費補助金 68 万 9000 円の増です。説明欄、へき地診療所運営費補助金の増を見込んでの補正としております。款 6 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 保健衛生費補助金 42 万 9000 円の増です。説明覧、保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金です。こちらは、オンライン資格確認機器の導入に対する補助金になります。8 ページをお願いします。歳出です。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、補正額 7000 円の増です。食糧費などは実績及び見込みにより減額しておりますが、庁用器具費 5 万円の増。こちらは、感染症対策のための医療廃棄物スタンドの購入にかかる費用です。また、繰入金 44 万 6000 円、一般財源 12 万 5000 円を減額し、県支出金を 57 万 8000 円増額する財源更正をしております。款 2 医療費、項 1 医業費、目 2 医療用消耗器材費、こちらは一般財源を 1 万円減額し、県支出金を 1 万円増額する財源更正をしております。目 3 医薬品衛生材料費 20 万円の減額です。実績及び見込みにより減額とし、あわせて一般財源を 30 万 2000 円減額し、県支出金を 10 万 1000 円増とする財源更正をしております。以上で議案第 25 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

上程いただきました議案第 26 号、令和 5 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について、ご説明申し上げます。今回の補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 433 万 6000 円を増額し、予算総額を 7 億 598 万 7000 円とするものでございます。それでは 6 ページをお開きください。歳入でございます。款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税 69 万 3000 円の減額でございま

す。こちらは、国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分について、それぞれ実績を考慮した額を計上しています。続いて、7ページをお開きください。款8 県支出金、項2 県補助金、目1 保険給付費等交付金、補正額1189万1000円の増額でございます。こちらは、歳出の一般被保険者療養費等の実績に伴う普通調整交付金34万5000円の減額と、直営診療所施設勘定繰入金に対する特別調整交付金、市町村向け1394万円の増額及び国保事務処理標準システムの保守料に係る都道府県繰入金2号分170万4000円の減額を計上するものでございます。続いて、款13 繰入金、項2 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、補正額686万6000円の減額でございます。説明欄にあります保険基盤安定制度繰入金は、被保険者の所得割合に応じた保険税軽減分に係る繰入金でございますが、繰り出し可能額が確定したことに伴う減額でございます。その下の職員給与等繰入金につきましては、令和5年の1月から3月までに支出した国保事務処理標準システムの構築に係る一般事務組合への負担金が、令和5年度の調整交付金の対象となったことから、交付相当額を一般繰入金から減額するものでございます。その下の未就学児均等割保険料繰入金につきましては、実績見込みによる未就学児の均等割保険税の軽減分を減額するものでございます。続いて8ページ、歳出をお願いします。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、477万7000円の減額でございます。こちらは職員の人件費及び国保事務処理標準システムの保守料の減額による一般事務組合への負担金の減額によるものでございます。続いて9ページ、款8 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費165万9000円の減額でございます。こちらは主に特定健康診査の実績による医療機関への委託料の減額でございます。続いて、10ページをお願いします。款8 保健事業費、項2 保健事業費、目1 保健衛生普及費、補正額106万6000円の減額でございます。こちらは主に人間ドック受診者の減少による検診機関への委託料の減額でございます。続いて、11ページ、款11 諸支出金、項3 繰入金、目2 直営診療施設勘定繰入金、1381万7000円を計上しています。こちらは国民健康保険へき地診療所の運営費に対して交付される特別調整交付金を、国保会計で受けて、診療所会計へ繰り出すための予算計上でございます。続いて、12ページ、款12 保険事業納付金並びに款13 予備費につきましては、歳入予算の増額に伴う歳出の調整及び財源更正を行うための補正でございます。以上で議案第26号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

上程いただきました議案第27号、令和5年度美郷町国民健康保険診療助特別会計補正予算第2号について、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万9000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ8532万5000円とするものです。6ページをお願いします。歳入です。款1 診療収入、項1 外来収入、目、各種診療報酬収入です。254万2000円の減です。実績及び見込みより減額をしております。款1 診療収入、項2 検査収入、目1 諸検査収入221万2000円の増です。こちらは大和診療所で行っております新型コロナワクチンの接種、その接種に対する収入でございます。款2 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金1795万5000円の減です。7ページをお願いします。款2 繰入金、項1 他会計繰入金、目2 国民健康保険事業勘定繰入金、1381

万 7000 円の増です。こちらは、大和診療所分になりますが、へき地診療所の基準の見直しに伴い対象となりましたので予算計上をしております。款 3 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 手数料、15 万 5000 円の減額です。実績及び見込みにより減額をしております。款 6 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、123 万 7000 円の増です。こちらは大和診療所それから比之宮出張所、沢谷診療所、3 箇所のオンライン資格確認機器の導入に対する補助金となります。8 ページをお願いします。款 7 県支出金、項 1 県補助金、目 1 総務費補助金、説明欄、島根県新型コロナウイルス感染症対策設備費補助金、40 万 9000 円の増です。こちらは大和診療所に空気清浄機付パーティションを導入いたします。これに対する補助金となります。補助率の方は 10 分の 10 です。目 3 保健衛生費補助金。説明欄へき地診療所運営費補助金 220 万 8000 円の増です。こちらは沢谷診療所分となります。へき地診療所の基準の見直しに伴い対象となりましたので、予算計上をしております。9 ページをお願いします。歳出です。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、15 万 6000 円の増です。説明欄のとおり、人件費に係る減額などもございますが、下から 4 行目、使用料 62 万円の増です。こちらは、在宅酸素の利用者が 1 名増えたことによる増となります。その下、庁用器具費 15 万 2000 円の増は、歳入の方で説明しました空気清浄機付パーティションの導入に伴う増となります。目 2 連合会負担金、2 万 5000 円の減です。実績に基づき減額しております。10 ページをお願いします。款 2 医療費、項 1 医業費、目 1 医療用消耗器材費、こちらは一般財源を 100 万 8000 円減額し、繰入金を 100 万円、県支出金 8000 円増額する財源更正です。目 2 薬品衛生材料費 90 万円の減額です。医薬材料費を実績見込みより 90 万円減額し、あわせて、一般財源を 278 万円減額し、繰入金を 140 万円、県支出金 48 万円増額する財源更正をしております。以上で議案第 72 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

議案第 28 号、令和 5 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 4 号について説明申し上げます。歳入歳出それぞれ 72 万 4000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 8630 万 4000 円とするものでございます。6 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金 72 万 4000 円の減額でございます。こちらは主に歳出の保険料負担金の減額に伴う基盤安定制度繰入金の減額でございます。続いて、7 ページ、歳出をお願いいたします。下段の款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 保険料等負担金、71 万 7000 円の減額でございます。こちらは保険料軽減分に係る基盤安定繰入金の額が確定したことに伴う広域連合への負担金を減額するものでございます。以上で、議案第 28 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

失礼いたします。上程いただきました議案第 29 号、令和 5 年度美郷町簡易水道事業

会計補正予算第3号について、ご説明いたします。1ページ目をごらんください。今回の補正は事業費の確定に伴う補正となっております。第2条、業務の予定量の補正でございます。(4) 主要な建設改良事業、水道管移転補償工事の補正予定額を1952万5000円減額し、2228万6000円としております。これは、国道375号道路改良工事に伴う水道管移転補償工事で、事業費の確定に伴う補正になります。第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。収入、第1款水道事業収益を1658万7000円補正し、2億4953万3000円としております。補正の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。続きまして支出、第1款水道事業費用を676万9000円減額し、1億8592万9000円としております。続きまして、第4条、資本的収入及び支出の補正でございます。第1款資本的収入1952万5000円減額し、1億5619万8000円としております。続きまして2ページをごらんください。支出、第1款資本的支出を1952万5000円減額し、1億5945万9000円としております。次に第5条、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費の補正でございます。(1) 職員給与費を17万4000円補正し、1348万9000円としております。次に、補正内容につきまして、補正予算に関する説明書で、主な補正内容について、ご説明をさせていただきます。すみません。ページ番号が入っておりませんが、4ページ目の方をお願いいたします。補正予算に関する説明書でございます。収益的収入及び支出です。収入、款1水道事業収益の補正内容です。項1営業収益235万2000円の補正です。目1給水収益200万円の補正です。続きまして、これは給水収益の見込みによる補正でございます。目3その他営業収益35万2000円の補正です。こちらは水道使用料及び加入金の見込みによる補正になります。項2営業外収益1423万5000円の補正でございます。目4他会計補助金1424万3000円を補正しております。次に、支出、款1水道事業費用の補正内容でございます。項1営業費用676万9000円の減額補正としております。目1原水及び浄水費は、主に、動力費等の減額が主な補正内容になっております。目2配水及び給水費は人件費や動力費の減額補正になっております。目5総係費につきましては、人件費や事業費確定に伴う委託料の補正になってございます。続きまして、5ページ目をごらんください。資本的収入及び支出でございます。収入、款1資本的収入の補正でございます。項5他会計補助金1423万3000円の減額補正としております。項7工事負担金528万2000円を補正しております。こちらは先ほど申しあげました国道375号道路改良に伴う移転補償費の事業費確定に伴う補正となります。次に支出でございます。款1資本的支出の補正でございます。項1建設改良費1952万5000円の減額補正でございます。こちらは、先ほど収入で、申しあげました国道375号に係る移転補償工事の補正となります。この補正によりまして予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表、予定損益計算書をそれぞれ修正してございます。6ページ目の予定キャッシュフロー計算書につきましては、営業活動によるキャッシュフローの当年度純利益が2250万円余り増加したことにより、資金期末残高は3540万円余りとなっております。7ページ目の予定貸借対照表でございます。国道375号の道路改良に伴う水道管の移転補償工事の事業費確定に伴いまして、資産の部、有形固定資産の構築物と、負債の部、繰延収益の長期前受金がそれぞれ減少をしております。粕洲工区の水道工事の道路改良に伴う年度内完了が見込まれないための、資産の部、有形固定資産の仮勘定及び負債の部、繰延収益、建設仮勘定を長期前受金にそれぞれ計上をしております。続きまして9ページの予定損益計算書につきまして

は、当年度の純利益が増加したことにより、当年度未処理欠損金が5550万円余りとなっております。以上が議案第29号になります。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして上程いただきました議案第30号、令和5年度美郷町下水道事業会計補正予算第3号について、ご説明をいたします。1ページ目をごらんください。今回の補正は、主に事業費の確定に伴う補正となっております。第2条、業務の予定量の補正でございます。(4) 主な主要な建設改良事業の補正でございます。処理場整備事業を78万4000円補正し、補正後、1億1397万2000円としております。こちらは先ほど水道と同じでございますが、国道375号道路改良に伴う支障移転工事と、管路カメラ調査の事業費確定によるものでございます。次に、浄化槽整備事業129万8000円の減額でございます。これは浄化槽設置工事の確定によるものでございます。第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。収入合計は、第1款下水道事業収益で18万2000円を補正し、2億4756万7000円としてございます。補正の内容については、後ほどご説明をさせていただきます。続きまして、支出合計は第1款下水道事業費用で852万6000円を減額し、2億3370万2000円としております。次に、第4条の資本的収入及び支出でございます。収入合計は、第1款資本的収入で51万4000円を減額し、1億8867万8000円としております。次に、資本的支出の合計は、第1款資本的支出で51万4000円を減額し、2億4581万7000円としております。第5条企業債の補正でございます。下水道事業の限度額を350万円減額し、4880万円としております。内容につきまして後ほどご説明いたします。第6条、議会の議決を得なければ利用することの出来ない経費でございますが、給与費の補正に伴い、39万6000円を補正をしております。それでは、主な補正内容につきまして、補正予算に関する説明書でご説明をさせていただきます。4ページ目の収益的収入及び支出をお願いいたします。収入、款1水道事業収益の補正でございます。項2営業外収益、目2他会計補助金81万8000円を補正をしております。目5雑収益100万円の補正です。こちらは、下水道の加入金の見込み増によるものでございます。次に支出、款1下水道事業費用の補正内容でございます。項1営業費用で、819万4000円を減額しております。主なものとして光熱水費が見込みより減額となることがわかったため、各目におきまして、それぞれ光熱水費を減額補正をしております。続きまして5ページ目をお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入、款1資本的収入の補正内容でございます。項1企業債、目1企業債350万円の減額です。こちらはストックマネジメント事業と浄化槽工事による減額でございます。項2他会計補助金、目1他会計補助金、81万8000円を補正をしております。項7負担金、目1負担金等216万8000円の補正でございます。こちらは375号道路改良に伴う移転補償費の確定による増額でございます。続きまして、支出、款1資本的支出の補正でございます。第2条の業務予定量で申し上げましたとおり、項1建設改良費、目3処理場建設改良費78万4000円の補正は、国道375号による支障移転と、管路カメラ調査の事業費確定によるものでございます。目4浄化槽建設改良費129万8000円の減額は、浄化槽設置工事の確定によるものでございます。なお、この補正によりまして、財務諸表をそれぞれ修正を行っております。6ページの予定キャッシュフロー計算書につきましては、業務活動によるキャッシュフローの当年度純利益が増えたことにより、資金期末残高を1350万余りとしております。7ページ目の予定貸借対照表につき

ましては、流動資産の現金預金が 380 万円余り増加し、資産合計は 35 億 1800 万円余りとなってございます。最後に 9 ページの予定損益計算書につきましては、当年度純利益が 1400 万円余りとなり、当年度未処理欠損金は、2830 万円となってございます。以上、議案第 30 号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●原議長

追加議案の説明は終わりました。

ここで 10 時 45 分まで休憩といたします。

(休 憩 午 前 10 時 36 分)

(再 開 午 前 10 時 45 分)

●原議長

会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

始めに、議案第 24 号について、質疑を許します。質疑をされます方は、ページ数を示してからお願いいたします。

質疑はありませんか。

●原議長

8 番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

48 ページであります。商工振興費、その中のですね、003 町民カード利活用事業ということで、574 万 8000 円。事業費確定による減ということになってますけど、この事業、町内の業者の人にとっても、また住民にとっても非常にいい事業やっていただいたなあという思いを持っておりますけど、去年はですね、期間を広くしてですね、利用しやすいようにということで対応されましたけど、確定によって減ということになっておりますけど、この辺の原因はどこにあったわけでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

質問ありがとうございます。まずこの美郷丸ごと半額祭りの状況でございますけども、こちらにちょっと資料がございますので、ご説明をさせていただきたいと思えます。去年の利用実績でございますけども、まず電子マネー分の利用人数でございますけども、内訳としまして町内の方の利用が 2093 人、それから、ビジターの方、町外の方ですね、これの利用が 234 人ということになりまして、合計で 2327 人のご利用がございました。利用金額につきましては、これも内訳がございまして、まず電子マネー分のご利用でございますが、これが確定値でございますけども、町民の電子マネー分の利用が 6914 万 7326 円となっております。また、ビジター分の電子マネーの利用が 671 万 1851 円ということになってございまして、合計で 7585 万 9177 円でございます。前年対比

でございます。前年対比でございますが、204.5%の増ということになっております。また、合わせて、この電子マネーに合わせまして、レシート精算の方もしておりますけれども、ここの数字でございますが、町民の方のレシートのご利用、これが2011万3611円。それからビジターでのレシートご利用が、120万7202円。合計で2132万813円ということございまして、これも前年対比約130%増のご利用となりました。合計いたしますと、電子マネー、これからレシート精算分を含めますと、今年度の実績は9717万9990円ということございまして、前年対比181%強ということございまして、その中身の増の利用と、増要因ということございすけれども、やはり高額商品でありますとか、ところがとにかくよく売れたというふうなところでございます。あと、議員おっしゃられましたように期間を長くしたと、設定したということでお盆時期も挟みましたので、そこでのやはり利用実績で見ますと、お盆のところは比較的集中しておったというふうな状況でございますので、そこが要は増の要因であったというふうにこちらの方では考えております。以上でございます。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

おそらく、藤原議員のお尋ねの趣旨としては不用額出したらもったいないじゃないかというお話で言われたんだと思います。それで確か1年前の予算で、私が説明させていただいたと思います。時間が経ってますので、ちょっと皆さんお忘れかもしれませんけれども、2年目の半額まつりについては期間も延ばしますということで高齢者にも使っていただきたいと。予算の立て方については、ぎりぎりというかですね、予算を立てて、足りなくなっただけというたすね、残り数日なのに予算が足りない、そこで急に打ち切るとかですね、そういったふうな不測の事態が起こったり、あるいは、専決処分で、予算を付けたりということがないように、考え得る最大の予算を計上させていただきます。ですので不用額出すかもしれませんというふうなお話で、説明をさせていただいたというふうに思いますので、そういう意味では、不用額は出てはおりますけれども、ただ使用実績は今課長が申し上げましたように、かなり、皆様方に使っていただいて、好評いただいたのかなというふうに思いますので、ご理解いただければと思います。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

それで、このポイントは、1年以内に使ってくれということになっておりまして、あれでも年寄りの方ですね、忘れとる方もおられるんじゃないかという懸念をちょっと持つとるんですけど、ポイントのこの1年以内に使い切るということについてですね、現在どのようになっているか、把握されておりますでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

ポイントの1年の有効期限というふうなところでございますけれども、実は今月の広報で

ですね、今のポイントの有効期限というふうなところでの記事を書きようと思っております。それで定期的にですね、ここの部分というのは、半年に1回であるとか、今回は流しますけども、そういった単位でですね、広く町民の方に広報紙等とか、ライン等でも、お示しをしながら、通知はしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

●原議長

他には質疑はありませんか。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

6ページの繰越明許費についてお伺いします。全体額で、約3億4000万円ちょっといつもより多いなと思っておりましたが、理由を聞いてみると、それぞれに理解するものとなりました。最後の行の2つ農政関係ですが、資材の運搬の協議に時間を要したため繰越というお話でございましたが、これは、4月から農作業、3月から農作業が始まってきますが、そういう作業には支障がないのでしょうか、どうでしょうか、お伺いいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

繰越をして行っておりますので、若干ちょっと支障になるところはあるかもしれませんが、その辺りは、地元の耕作者の方と、地権者の方と協議しながら、なるべく影響がないように進めていきたいというふうに考えております。

●原議長

5番、中原議員よろしいですか。

●中原議員

44ページですね、この説明欄でいうと、006になります集落営農育成事業3400万くらい減額になってるんですが、この中で特に目立つのは、機械器具費がですね、3200万円とほとんどの部分を占めてるんですが、この集落営農育成事業の中で、機械器具費がこれだけ浮いたってというのはどういう理由によるのでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

ご質問ありがとうございます。ここのマイナス3241万5000円の減の理由でございますけども、まず、先ほど、会計課長の方もご説明をいたしました。今年度の集落営農の組織化の予定が、いわゆる3件でございました。そのうち今年度、事業も今行っておりますけども、2件の方になっております。この備品購入費の減に関しましては、当初、機械の整備ということで、見積りを取りまして、それで入札をかけたわけですが、この入札減がですね、パーセンテージ言いますと、68.9%というふうな、

かなり安い入札率になったことによることも含めまして、今回、このマイナスの減額というふうな要因になっておるかと思います。以上です。

●原議長

他にありませんか

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

先ほどの関連なんですけど、3つのうち2つが立ち上がったと。1つは立ち上がらなかったと。それは、令和6年度の浜原地域の想定されとる集落営農組織なんですか。が、減になったということでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

そのとおりでございます。予算決算委員会で、ご説明したとおりでございます。以上です。

●原議長

他に質疑はございませんか。

●原議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

53ページの常備消防費550万の補正上がっておりますが、これは何を使うんでしょうか。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

常備消防費の負担金の増でございますけれども、これは消防組合で定めたルールに基づいて確定したものでございますので、その理由はですね、その負担金については、大きく2つの要素がございます。1つは人口割というもの、それともう1つはですね、これは、実はその年度に入らないと確定しないんですけれども、消防費に係る交付税の関係の基準財政需要額っていうものが確定したと。その確定した時に、この率が約ですね、0.7%美郷町の場合は上がったので、それに伴って負担、消防組合で定めたルールに基づいて計算し直すと、令和5年度の負担金は、この額で確定しましたよということで、その差額、当初予算との差額が約500万ということになっております。以上です。

●原議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

負担金は、大体、最初から、大体決められた方式でやっとなるわけですが、これ550万も補正するというようなのは、何かあって補正になるんでしょうか。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

すいません。特段何かあってという理由ではございませんでして、あくまで消防組合で定めた市町村ごとの負担金の計算のやり方に従って、令和5年度のものをご確定させたら、500万ほどの差が出たということになります。すいません。繰り返しになりますけれども、その2つの要素が人口割、この人口割は動きません。基本的に令和2年度の国勢調査に基づいた人口割です。もう1点は、これは、どうしても令和5年度になるんですけど、入ってから決まるんですけども、交付税の細かい計算の需要額が決まるので、消耗品にかかる。それが各町ごとの各4市町の割合でもう1回計算し直すと、結果として、美郷町の場合は500万ほど増額になるということでございまして、これ実は4市町、他の町のことあんまり言っちゃいけませんけれども、4市町で上がったのは、うちだけじゃなくて、他の町も、その確定に伴って、このたび補正約500万程度補正してあげておると。これ、つまるところ端的に申し上げますと、令和5年度に入って確定する数字をもとに、最終的に数字が確定したので、この500万、その確定した額の差が当初予算との差額が500万であったということでございまして、特別な理由があってというわけではございません。以上です。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

補足の方を、させていただきます。地方交付税の中に、消防費というものがございまして、そこで算定された消防費を全額消防組合の方に支出をすることになっております。令和5年度の予算につきましては、令和4年度の地方交付税の消防費を参考に予算計上されておりますので、そこから、令和5年度の交付税確定により、決定した差額について、今回補正をしているということになります。以上です。

●原議長

他に質疑はございませんか。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

5番です。39ページの説明欄の19ですかね、扶助費で700万になってるんですが、大変区切りのいい数字で、なんですけども、これが余った。

●原議長

中原議員39ページでよろしいですか。

●中原議員

38ページかな。

●原議長

38 ページの 003、1 番下の段ですね。

●中原議員

扶助費 700 万ですね、これがこういう数字になって出てきてるっていうのは、対象としてた人がお亡くなりになるとか、そういうことになるんでしょうか。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

中原議員のご質問にお答えします。ここで言う措置費でございますが、これは養護老人ホームの入所者に対する措置費になりまして、実績によりまして、この金額の方が、利用者の方が少なかった、当初の見込みよりも少なかったということで、減額をさせていただきます。

●原議長

他に、ございますか。

●原議長

8 番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

28 ページです。その中で、中どこよりちょっと下に、JR 関係で施設等保守管理委託料となっております。具体的な内容を少しお聞かせください。

●原議長

番外、企画推進課長。

●行田企画推進課長

ただ今の藤原議員のご質問にお答えいたします。公共交通対策費の施設等保守管理委託料、120 万 3000 円の補正でございます。旧三江線跡地の維持管理につきまして、各地域で維持管理作業していただいた場合に、委託料の方を町から交付をさせていただいておりますけれども、今年度途中に追加になりました熊見地域、浜原地域における委託料分につきまして、JR との協議が調いまして、JR から協力金をいただけるということで、歳入にも歳出にも予算計上させていただいております。以上です。

●原議長

8 番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

熊見と浜原地域の草刈りということだと思います。それで、同じ三江線関連でですね 21 ページ、総務費雑入の中にですね、三江線沿線管理協力金としましてですね、207 万円ばかり上がってます。先ほど保守管理委託料として 120 万ばかりが出ると、片や協力金として 207 万円ばかりいただいておりますということでありますけど、この差額をどういうふうに理解したらいいわけでしょうか。

●原議長

番外、企画推進課長。

●行田企画推進課長

今年度、年度途中でもう一度補正をさせていただいてたんですけども、トータルは、歳入歳出の金額が同額になるようになっておるんですが、ちょっと、今回、調整の関係で、歳入額と歳出額と差が生じておりますけれども、実際には、この協力金をそのまま地域にお支払いいたしますので、歳入歳出は同額になることとなっております。以上です。

●原議長

他にありませんか。

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

予算の最初の何ていいますか、例えば、一般会計の補正予算というような項目があります。ところが、建設課の関係は、全然また書き方が違うんですよ。それで、どっちが見易いか、どっちがいいかは、私は分からないですが、私は、今、最初に言われたような、一般会計っていうふうな書き方をしてもらったほうが、見やすいと思うんですが、建設課の関係はほとんど違うような書き方なんですか。何でか、ちょっと教えてください。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

失礼いたします。建設課の方が上程させていただいております簡易水道事業会計と、それから下水道事業会計につきましては、公営企業法の財務規定の適用を令和4年度から、簡易水道のほうをしております。下水道のほうは令和5年度からしておりますので、地方公営企業法に基づいた予算の書き方ということが定められておりますので、それに従った様式となっておりますので、一般会計、特別会計とは少し様式が異なっております。以上でございます。

●原議長

他にございませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第24号の質疑を終わります。

続きまして、議案第25号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

続きまして、議案第26号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので議案第26号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 27 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでありますので、議案第 27 号の質疑を終わります。
続きまして、議案第 28 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでありますので、議案第 28 号の質疑を終わります。
続きまして議案第 29 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので議案第 29 号の質疑を終わります。
続きまして、議案第 30 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 30 号の質疑を終わります。
以上で、追加議案の質疑を終わります。
次に、議案第 24 号から議案第 30 号までの、追加議案 7 件について一括して討論に入ります。討論のある方は、議案番号を示してからお願いいたします。
まず、反対討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

次に賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

いずれも討論がないようですので、討論を終わります。
これより採決に入ります。
お諮りします。
初めに、議案第 24 号、令和 5 年度美郷町一般会計補正予算第 9 号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました
次に、議案第 25 号、令和 5 年度君谷診療所特別会計補正予算第 2 号について、原案

のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号、令和 5 年度美郷町国民健康保険特別会計を正予算第 3 号について原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号、令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第 2 号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号令和 5 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 4 号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号、令和 5 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第 3 号について原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号、令和 5 年度美郷町下水道事業会計補正予算第 3 号について、原案のとおり決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は、12 日火曜日定刻より開きます。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れ様でした。

(散 会 午 前 11 時 12 分)